

広島県告示第五百四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	佐伯区湯来町大字葛原の一部、大字白砂の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
三原市	高坂町真良の一部、小泉町の一部、久井町吉田の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
府中市	木野山町の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
三次市	布野町横谷の一部、廻神町の一部、神杉地区の一部、君田町櫃田の一部、吉舎町吉舎の一部、栗屋町の一部、上田町の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
庄原市	東城町小奴可の一部、総領町下領家の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
東広島市	安芸津町木谷の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
廿日市市	津田字道秀原の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
江田島市	沖美町三吉地区の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
北広島町	川井の一部、寺原の一部、岩戸の一部、南方の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
大崎上島町	木江・沖浦の一部、沖浦の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
世羅町	寺町の一部、賀茂の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日
神石高原町	近田の一部、草木の一部、高光の一部	交付決定の日より令和八年三月三十一日

二 街区境界調査

調査を行う者の名称	府中町	海田町	坂町
街区境界調査を行う地域	本町二丁目の一部、鹿籠一丁目の一部、山田四丁目の一部、浜田二丁目の一部	明神町、南明神町、栄町	小屋浦二丁目の一部
調査期間	交付決定の日より令和八年三月三十一日	交付決定の日より令和八年三月三十一日	交付決定の日より令和八年三月三十一日